

受動喫煙防止対策の推進

1 国の動向

(1) 健康増進法

平成30年7月に健康増進法の一部を改正。改正健康増進法の趣旨は、「望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する者が講ずべき措置等について定める。」ものであり、基本的な考え方は以下の3つである。

ア 「望まない受動喫煙」をなくす

受動喫煙が他人に与える健康影響と、喫煙者が一定程度いる現状を踏まえ、屋内において、受動喫煙にさらされることを望まない者がそのような状況に置かれることのないようにすることを基本に、「望まない受動喫煙」をなくす。

イ 受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮

子どもなど20歳未満の者、患者等は受動喫煙による健康影響が大きいことを考慮し、こうした方々が主たる利用者となる施設や屋外について、受動喫煙対策を一層徹底する。

ウ 施設の類型・場所ごとに対策を実施

「望まない受動喫煙」をなくすという観点から、施設の類型・場所ごとに、主たる利用者の違いや、受動喫煙が他人に与える健康影響の程度に応じ、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、掲示の義務付けなどの対策を講ずる。

(2) 分煙環境の整備

令和6年度税制改正大綱において、「望まない受動喫煙対策の推進や今後の地方たばこ税の継続的かつ安定的な確保の観点から、駅前・商店街・公園などの場所における屋外分煙施設等の整備について、地方公共団体がその重要性を認識し、地方たばこ税の活用を含め、民間事業者への助成制度の創設その他の必要な予算措置を講ずるなど積極的に取り組むよう、各地方公共団体の整備方針や実施状況等の把握を行いつつ、より一層促すこととする」と記載され、自治税務局事務連絡において、望まない受動喫煙の防止及び地方たばこ税の継続的かつ安定的な確保のため、分煙施設のより一層の整備を図ることについて要請されている。

2 都の動向

都民の健康増進を図る観点から、受動喫煙を自らの意思で避けることが困難なものに対して、受動喫煙を生じさせることがないよう、受動喫煙防止対策を一層推進するため、平成30年7月に「東京都受動喫煙防止条例」を定めた（令和2年4月1日施行）。東京都受動喫煙防止条例では、特に健康影響を受けやすい20歳未満の方や、受動喫煙を防ぎにくい立場である従業員を、受動喫煙から守る観点から、都独自のルールを定めている。

3 健康増進法と都条例の対象となる施設

施設類型（概要）

 で囲った部分が都条例の規定

	施設の類型	健康増進法・都条例
第一種施設他	保育所、幼稚園 小学校、中学校、高等学校 等	敷地内禁煙 (屋外に喫煙場所設置不可※努力義務)
	大学	敷地内禁煙 (屋外に喫煙場所設置可)
	病院、診療所	
	児童福祉施設（上記保育所等除く）	
	行政機関の庁舎	
	バス、タクシー、航空機	
第二種施設他	上記以外の2人以上の者が利用する施設等 例) 事務所、工場、ホテル、旅館、老人福祉施設、運動施設、旅客船舶、旅客鉄道、 従業員のいる飲食店	原則屋内禁煙 (喫煙専用室、指定たばこ専用喫煙室内でのみ喫煙可)
	従業員がいない飲食店	従業員を使用していない場合は、禁煙・喫煙を選択することができる。(＝都指定特定飲食提供施設)

※喫煙室を設置した場合、喫煙室の出入口と店頭に、適切な標識を掲示する義務があります。

また、飲食店については、禁煙の場合も、店頭に禁煙標識を掲示する義務があります。

4 本市の現状・動向

(1) 現状

ア 本市の受動喫煙防止対策については、既に改正健康増進法・東京都受動喫煙防止条例が施行されているため、一定の規制がされている状況であるが、公共施設等を含めた本市の受動喫煙防止に対する基本的な考え方（方針）がなく、各課において、それぞれで受動喫煙防止対策に取り組んでいる状況である。

イ 本市の駅周辺には公衆喫煙所を設置しておらず、特に武蔵小金井駅北口の商店街入口にある受動喫煙防止対策を講じていない民有地の喫煙所において、多くの喫煙者が喫煙している状況であるため、早急に受動喫煙防止対策の実施を求められており、課題となっている。

(2) 動向

本市における喫煙及び受動喫煙防止に関する例規・計画等は以下のとおり

ア 小金井市まちをきれいにする条例

第10条で喫煙者の責務、第11条で路上禁煙地区を規定

イ 小金井市立公園条例施行規則（市立公園を禁煙化：令和6年10月1日～）

「市立公園の美化」及び「公園利用者の受動喫煙防止」の観点から、全ての市立公園を禁煙とする。

ウ 健康増進計画（第三次）

受動喫煙防止のためのガイドラインを策定し、受動喫煙を防止するための取り組みを推進する旨を記載

5 本市での方向性

受動喫煙防止対策については、既に改正健康増進法・東京都受動喫煙防止条例が施行されているため、一定の規制がされている状況であるが、本市の受動喫煙防止に対する基本的な考え方（方針）がない状況である。

市民の健康増進を図る観点から、生活習慣病の発症予防（がん対策）及び受動喫煙防止対策を推進するため、目指すべき姿を示すガイドラインを策定する。

6 ガイドライン策定の進め方

(1) 庁内検討体制

受動喫煙防止対策については、庁内の多くの関係部局にまたがり、庁内体制の整備が不可欠である。そのため、情報共有や対策の推進等を図るべく庁内検討体制を整備する。市民健康づくり審議会と並行して検討・協議する。

(2) 検討の場

市民健康づくり審議会にて検討・協議し、ガイドラインを策定する。

(3) スケジュール

資料7のとおり

令和 6 年度市民健康づくり審議会のスケジュール

- 1 第 1 回
令和 6 年 4 月 26 日（金）午後 7 時から
内容 令和 6 年度新たに実施する事業について など
- 2 第 2 回
令和 6 年 7 月中旬
内容 ガイドライン骨子の検討 など
- 3 第 3 回
令和 6 年 9 月下旬
内容 ガイドライン案の検討 など
- 4 第 4 回
令和 6 年 11 月中旬
内容 ガイドライン案の検討 など
- 5 第 5 回
令和 6 年 12 月中旬
内容 ガイドライン案の確定
健康増進計画進捗状況について など
- 6 パブリックコメントの実施
令和 7 年 1 月中旬から令和 7 年 2 月中旬
- 7 第 6 回
令和 7 年 3 月下旬
内容 パブリックコメントの実施結果
ガイドライン策定
保健衛生事業について

○小金井市市民健康づくり審議会条例

昭和58年12月23日条例第26号

改正

平成9年3月4日条例第8号

平成13年3月2日条例第7号

平成16年3月26日条例第9号

小金井市市民健康づくり審議会条例

(設置)

第1条 市民の健康を保持増進する施策の推進を図るため、市長の附属機関として、小金井市市民健康づくり審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、総合的な保健の施策に関する事項について、調査及び審議する。

2 審議会は、前項の事項に関し、必要に応じて市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 一般市民 5人以内
- (2) 市議会議員 1人
- (3) 医療関係者 5人以内
- (4) 社会福祉関係者 2人以内
- (5) 東京都多摩府中保健所職員 1人
- (6) 社会体育関係者 1人

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の参加)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に審議会への出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、保健事業を所管する部課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成9年3月4日条例第8号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

付 則 (平成13年3月2日条例第7号)

この条例は、平成13年4月5日から施行する。

付 則 (平成16年3月26日条例第9号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。